

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	防衛省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に基づき、令和9年3月31日までの間、課税免除の特例措置を受けているが、当該特例措置の下で調達した軽油（以下「免税軽油」という。）を第三者に譲渡する場合には、同法第144条の3第1項第3号に基づき、軽油引取税が課税（みなす課税）されるとともに、同条第3項に基づき、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。 これに対し、豪州（平成25年1月）、英国（平成29年8月）、フランス（令和元年6月）、カナダ（令和元年7月）、インド（令和3年7月）、ドイツ（令和6年7月）及びイタリア（令和7年9月予定）との物品役務相互提供協定（以下「ACSA」という。）が発効したことを受け、平成27年度から順次、地方税法附則第12条の2の7第6項及び地方税法施行令附則第10条の2の2第11項に基づき、令和9年3月31日までの間、それぞれのACSAの下で自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊に提供した場合には、課税免除の特例措置（譲渡に先立って得る都道府県知事の承認の免除を含む。以下同じ。）を受けているところである。 新たなACSA締結に向けた動きとして、令和7年4月の日比首脳会談、6月の岩屋外務大臣とオランダの首相との懇談、そして7月の日ニュージーランド外相会談において、それぞれの国との交渉開始が公表されたところ、現在、締結へ向けて交渉が進められているところである。 今後各国とのACSAが発効した場合には、自衛隊と各国の軍隊との協力を円滑に実施するため、当該ACSAの下での免税軽油の提供についても課税免除の特例措置を受けることが必要不可欠であり、そのためには、地方税法施行令附則第10条の2の2第11項に規定する国際約束として当該ACSAを追加することが必要である。 このため、令和8年度において、我が国における協定の国会承認や国内実施法の整備のほか、相手国における国内手続きを経て、各国とのACSAが発効した場合には、同項に当該協定を追加し、課税免除の適用対象を当該ACSAの下での免税軽油の提供にも拡大するよう、当該特例措置の拡充を要望するものである。 ・特例措置の内容 自衛隊が保有する免税軽油をACSA締結国の軍隊に対して提供する場合の課税免除の特例措置の拡充		
（関係条文）	（地方税法第144条の3、地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、地方税法施行規則附則第4条の7）		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		

要望理由

(1) 政策目的

①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化すること。

これらの目的の実現に資するため、緊急に発生するニーズに応じ、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、諸外国の軍隊等に対し、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に融通することとを可能とし、運用の柔軟性と活動の効率性を確保すること。

(2) 施策の必要性

下記閣議決定文書にも記載されているように、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から友好国との安全保障協力を推進する必要があるとともに、各種活動において運用の柔軟性を確保しつつ効率的な活動を行う必要がある。

○ 国家安全保障戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)

「Ⅴ 我が国の安全保障上の目標

以上のような我が国の安全保障上の課題が存在する中で、我が国が国益を確保できるようにするための我が国の安全保障上の目標を以下に示す。この目標は、上記Ⅲで示した我が国の安全保障に関する基本的な原則を踏まえたものである。

1 我が国の主権と独立を維持し、我が国が国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続け、我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守る。そのために、我が国自身の能力と役割を強化し、同盟国である米国や同志国等と共に、我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑止する。万が一、我が国に脅威が及ぶ場合も、これを阻止・排除し、かつ被害を最小化させつつ、我が国の国益を守る上で有利な形で終結させる。」

「Ⅵ 我が国が優先する戦略的なアプローチ

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(1) 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開

イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化

我が国は、インド太平洋地域に位置する国家として、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印(クアッド)等の取組を通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組を更に進める。そのために、FOIPというビジョンの国際社会における更なる普遍化、自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、連結性の向上、各国・国際機関のガバナンスの強化、海洋安全保障の確保等の取組を拡充していく。また、経済的にも発展し、国際社会における影響力が高まっている途上国等への外交的な関与を更に強化する。そのことにより、できるだけ多くの国と共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化する。

さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国、カナダ、北大西洋条約機構(NATO)、欧州連合(EU)等との安全保障上の協力を強化する。具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定(ACSA)・円滑化協定(RAA)の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置(FDO)等の取組を進める。」

○ 国家防衛戦略について(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)

「Ⅰ 策定の趣旨

(略)また、今や、どの国も一国では自国の安全を守ることができない。戦後の国際秩序への挑戦が続く中、我が国は普遍的価値と戦略的利益等を共有する同盟国・同志国等と協力・連携を深めていくことが不可欠である。この協力・連携が大きな成果を収めるためには、我が国自身の努力を従来にも増して強化することが必要であり、同盟国・同志国等も我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待している。我が国

と、同盟国・同志国等が共通の努力を行い、更なる相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さないことが求められている。(以下、略。)

「Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

○ 我が国の防衛目標は以下のとおり。

第一の目標は、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出することである。

第二の目標は、我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止することである。また、これが生じた場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を收拾することである。

第三の目標は、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除することである。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、第一から第三までの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止等が相まって、あらゆる事態から我が国を守り抜く。

○ 防衛目標を実現するためのアプローチは以下のとおりであり、それぞれのアプローチの中で具体的な手段を示すものとする。

第一のアプローチは、我が国自身の防衛体制の強化として、我が国の防衛の中核となる防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化することである。

第二のアプローチは、同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力を更に強化することである。

第三のアプローチは、自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国等との連携を強化することである。」

「Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

3 同志国等との連携

第三のアプローチは、同志国等との連携の強化である。力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、我が国の安全保障を確保するためには、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要である。その観点から、FOIPというビジョンの実現に資する取組を進めていく。

まずは、日米同盟を重要な基軸と位置付けつつ、地域の特性や各国の事情を考慮した上で、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していく。その際、同志国等との連携強化を効果的に進める観点から、円滑化協定(RAA)、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進する。

オーストラリアとの間では、インド太平洋地域の「特別な戦略的パートナー」として新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」で方向付けたとおり、日米防衛協力に次ぐ緊密な協力関係を構築し、外務・防衛閣僚級協議(「2+2」)を含む各レベルでの協議、共同訓練、防衛装備・技術協力等を深化させる。また、RAA等の整備を踏まえ、オーストラリアにおける訓練の実施やローテーション展開等を図り、事態生起時には、我が国、米国及びオーストラリアが協力することも念頭に置きながら、相互に協議し、後方支援や情報共有等を中心に連携する。こうした事態への効果的な対応を確保する観点から、平素より運用面の協力の範囲、目的及び形態に関する議論を推進する。

インドとの間では、特別戦略的グローバル・パートナーシップを構築しており、戦略的な連携を強化する観点から、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、海洋安全保障やサイバーセキュリティ等を始めとする幅広い分野において、二国間及び多国間の軍種間交流等を更に深化させるとともに、共同訓練、防衛装備・技術協力等を推進する。

英国、フランス、ドイツ、イタリア等との間では、グローバルな安全保障上の課題のみならず、欧州及びインド太平洋地域の課題に相互に関与を強化する。その上で、北大西洋条約機構(NATO)等による米国との同盟関係を基軸として、緊密な協力関係を構築し、「2+2」等の各レベルでの協議、共同訓練、次期戦闘機の共同開発を含む防衛装備・技術協力、艦艇・航空機等の相互派遣等を実施する。その際、共同で実施する北朝鮮に向けた瀬取り監視やソマリア沖・アデン湾における海賊対処を通じて連携を強化する。

NATO及び欧州連合(EU)との間では、これら欧州諸国との二国間関係を基礎として、国際的なルール形成やインド太平洋地域における安全保障への関与に関して連携を強化していく。

韓国との間では、北朝鮮による核・ミサイルの脅威に対し、日米同盟及び米韓同盟の抑止力・対処力の

強化の重要性を踏まえ、日米韓三か国による共同訓練を始めとした取組により日米韓の連携を強化する。
カナダ及びニュージーランドとの間では、インド太平洋地域の課題に更に連携して取り組むため、各レベルでの協議、共同訓練・演習、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。

(中略)

東南アジア諸国との間では、まず東南アジア諸国連合(ASEAN)の中心性・一体性の強化に向けて、東アジア首脳会議、ASEAN地域フォーラム、拡大ASEAN国防相会議、日ASEAN防衛担当大臣会合等を通じ、その動きを支援する。その上で、インド太平洋地域の安全保障を安定化させる観点から、各国の状況に合わせ、「2+2」を含む各レベルでの協議、戦略的寄港・寄航、共同訓練等を実施する。また、地域の安定化を目指し、防衛力強化に資する防衛装備移転、能力構築支援等を実施する。」

- 日米物品役務相互提供協定改正協定(平成29年4月25日)(抄)(第3次改正)
「このような枠組みを設けることが、相互の後方支援について、日米防衛協力のための指針において言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊が行う活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」
- 日豪物品役務相互提供協定改正協定(平成29年9月6日)(抄)(第1次改正)
「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する活動であって、国際の平和及び安全に対する国際連合憲章に従った両当事国政府による更なる積極的な貢献を追求するものにおいて、それぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進することを理解して、次のとおり協定した。」
- 日英物品役務相互提供協定(平成29年8月18日)(抄)
「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及び連合王国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」
- 日仏物品役務相互提供協定(令和元年6月26日)(抄)
「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びフランス共和国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」
- 日加物品役務相互提供協定(令和元年7月18日)(抄)
「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びカナダ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」
- 日印物品役務相互提供協定(令和3年7月11日)(抄)
「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びインド軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」
- 日独物品役務相互提供協定(令和6年7月12日)(抄)
「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びドイツ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」
- 日伊物品役務相互提供協定(令和7年9月5日予定)(抄)
「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画(令和5年3月29日)に規定する「防衛省の政策評価における政策体系」において、次のとおり位置付けられている。 基本目標:①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除 政策分野:1 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取り組み、2 同志国等との連携 施策:(上記1について)国際平和協力活動等、(上記2について)共同訓練・演習
	政策の達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国と他国との物品・役務融通の円滑化というACSAの趣旨に鑑み、軽油引取税(みなす課税)を課すことは適当でなく、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速に軽油を提供することにより、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。 (※軽油提供ニーズはアドホックに発生するものであり、定量的な測定指標「軽油提供回数や提供量」を設定することは困難である。)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	船舶の動力源の軽油引取税の課税免除の特例措置と連動
	同上の期間中の達成目標	ニーズが発生した場合に、課税負担なく速やかに軽油を提供すること
有効性	政策目標の達成状況	ACSAの下での免税軽油の提供については、課税免除の特例措置を講じることで、追加的な財政負担と都道府県との事前調整なく、現場で迅速に軽油を融通することが可能となり、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善が図られている。
	要望の措置の適用見込み	ACSAの下での軽油の提供は、オペレーション上のアドホックなニーズに基づくため、将来の適用数の推計は困難である。
相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本租税特別措置により、ACSA締結国に対する軽油の提供を追加的な財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく実施できることとなり、より一層の活動の効率性の向上や、それによる当該国との安全保障協力の進展に資する。 仮に、租税特別措置が実施されない場合、ACSA締結国の軍隊に対する緊急時の迅速な軽油の提供に支障が生じ、当該ACSA締結国との安全保障協力が後退するおそれがある。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他国との間で物品役務相互提供協定が締結されることを前提に、同協定に基づき行われる物品又は役務の相互の提供については、既存の同種の協定において認められる範囲内で消費税を課さないこととされている。(平成24年度税制改正大綱) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号)又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号)に基づき外国の軍隊等に提供される免税軽油については、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成29年度税制改正大綱)

	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	ＡＣＳＡ締結国の軍隊に対する軽油の提供を円滑化することで得られる安全保障上の利益は、全自治体、全住民に及ぶものであり、租税特別措置等によって措置することが妥当である。 また、我が国と他国との物品・役務融通の円滑化というＡＣＳＡの趣旨に鑑みれば、ＡＣＳＡ締結国の軍隊への免税軽油の提供につき、軽油引取税（みなす課税）及び都道府県知事の事前承認を免除することには妥当性がある。 加えて、ＡＣＳＡの下での軽油提供のニーズはアドホックに発生するため、あらかじめその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税の税額分をあらかじめ予算措置により確保することも困難であり、税制上措置することが妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績		○ 令和４年度：約４，５６３ｋｌ（キロリットル） 日豪ＡＣＳＡの下でのオーストラリア軍への免税軽油提供実績 約２，５３４ｋｌ（キロリットル） 日英ＡＣＳＡの下でのイギリス軍への免税軽油提供実績 約 ３７５ｋｌ（キロリットル） 日加ＡＣＳＡの下でのカナダ軍への免税軽油提供実績 約 ８１９ｋｌ（キロリットル） 日印ＡＣＳＡの下でのインド軍への免税軽油提供実績 約 ８３５ｋｌ（キロリットル） ○ 令和５年度：約４，６５７ｋｌ（キロリットル） 日豪ＡＣＳＡの下でのオーストラリア軍への免税軽油提供実績 約１，８０１ｋｌ（キロリットル） 日仏ＡＣＳＡの下でのフランス軍への免税軽油提供実績 約 １００ｋｌ（キロリットル） 日加ＡＣＳＡの下でのカナダ軍への免税軽油提供実績 約２，４２６ｋｌ（キロリットル） 日印ＡＣＳＡの下でのインド軍への免税軽油提供実績 約 ３３０ｋｌ（キロリットル） ○ 令和６年度：約２，５９８ｋｌ（キロリットル） 日豪ＡＣＳＡの下でのオーストラリア軍への免税軽油提供実績 約 ４２１ｋｌ（キロリットル） 日英ＡＣＳＡの下でのフランス軍への免税軽油提供実績 約 ２６５ｋｌ（キロリットル） 日加ＡＣＳＡの下でのカナダ軍への免税軽油提供実績 約１，５７４ｋｌ（キロリットル） 日印ＡＣＳＡの下でのインド軍への免税軽油提供実績 約 ３３８ｋｌ（キロリットル）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		なし

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく、ＡＣＳＡ締結国に対し、軽油を提供することができることになる。
前回要望時の達成目標	我が国と他国の間で物品・役務の融通を円滑化するというＡＣＳＡの趣旨に鑑み、軽油引取税（みなす課税）を課すことは適当ではなく、課税負担や都道府県知事に対する事前承認の調整なく迅速に軽油を提供することにより、友好国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和３年度にオーストラリア軍、フランス軍及びカナダ軍、令和４年度にオーストラリア軍、イギリス軍、カナダ軍及びインド軍、そして令和５年度にオーストラリア軍、フランス軍、カナダ軍及びインド軍に対しＡＣＳＡの下で免税軽油を提供した際には、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速・円滑に実施することが可能となり、これらの国との安全保障協力の推進やオペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善に資することができたところである。
これまでの要望経緯	平成２７年度創設（豪） 平成２９年度拡充（英） 平成３０年度延長（３年） 平成３１年度拡充（仏、加） 令和２年度拡充（印） 令和３年度延長（３年） 令和６年度延長（３年）・拡充（独） 令和７年度拡充（伊）